

## 出張報告(復命)書

- 1 件名 令和5年度 市民福祉常任委員会行政視察
- 2 日時 令和5年8月22日(火)～24日(木)
- 3 場所 兵庫県神戸市、兵庫県明石市、広島県三原市
- 4 報告内容 以下のとおり(資料別添)

- 【視察日】 令和5年8月22日(火)  
【視察先】 兵庫県神戸市  
【調査項目】 こども・若者ケアラーについて  
【調査目的】

神戸市では、令和2年11月より、関係部局(福祉局・健康局・こども家庭局・教育委員会)で横断的に検討を行うため、「ヤングケアラー等支援プロジェクトチーム」を立ち上げ、課題把握や支援の在り方について検討を重ねた。これらの結果を踏まえ、令和3年6月に全国初となる「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」を開設し、専門の相談員による相談・支援業務を開始するとともに、同年10月からは、当事者同士が交流や情報交換をできる「ふうのひろば」を開設している。

神戸市の特徴としては、支援を進めて行くに当たり、18歳未満の児童だけでなく、20代も含めて支援の対象としており、市民に伝わりやすい名称として「こども・若者ケアラー」と定義づけている。

本市でもヤングケアラーへの支援を進めているが、神戸市が取り組んだ事例や進め方等を研究し、本市への知見を得る。

### 【調査概要】

神戸市役所において、神戸市会事務局の上田局長の挨拶に引き続き、神戸市福祉局相談支援課の上田課長から調査項目についての説明を受け、質問・応答を行った。

### 【調査内容】

こども・若者ケアラーの視察ということで、まず、ヤングケアラーについて最近ではマスコミ等でよく報道されているが、昨年の5月にNHKスペシャルという番組で特集が組まれ、本市の窓口のことも触れており、現状をしっかりと

報道している内容だった。実際の番組は50分間だが、内容を5分程度にまとめたダイジェスト版がユーチューブにアップされているので、まずはそれを見てほしい。

#### 〔ユーチューブ視聴〕

ヤングケアラーだが、法律上の定義はまだない。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもで、18歳未満の子どもがヤングケアラーと位置付けられている。イギリスなどの先進国では、10年以上前から法律が整備され、18歳未満をヤングケアラー、18歳以上をヤングアダルトケアラーとして支援を行っている。また、オーストラリアでも25歳未満をヤングアダルトケアラーとして支援を行っている。

18歳になったらケアラー状態が突然終わるということはないので、神戸市では、支援の対象を18歳で終わりということではなく、20代に対しても施策の対象としており、市民に伝わりやすい名称としてこども・若者ケアラーと命名し、支援を行っている。ヤングケアラーの例として資料では10個の事例を示している。障害や病気のある家族に代わり、料理洗濯といった家事をしているとか、幼い兄弟の世話をする、また、兄弟に障害があった場合、兄弟間で世話や見守りを行っている、介護が必要な家族の世話や見守りを行っている、日本語が第一言語でない家族に代わって通訳する、これに関しては、外国籍の子どもは小・中学校に通っているので日本語の習得は早いですが、親はそれがなかなかできないということで、公共施設等に行く場合、子どもを通訳代わりに連れていくということがあり、その結果、子どもの負担が増えているということで、ケアラーの例としているものである。

いくつかの例は示したが、近年ヤングケアラーの背景・要因として注目されているのは、社会の構造が変化しているのではないかとということである。核家族化の進展や独り親世帯の増加、2000年に介護保険制度が創設され、要介護というカテゴリーが生まれ、認定者が増えてきていることが挙げられている。その中で、一番大きな理由として、地域コミュニティが衰退しているのではないかと、特に都市部などではオートロックマンションやタワーマンションなどの設立によって、外部から入りにくい、民生委員の活動もやりにくいという意見も聞いている。そうすると、隣近所で支えていたという昭和時代のようなことではなく、家族単位で生活していくことが当たり前という社会に変わってきている。特に、隣近所などは個人情報保護の観点から立ち入ることがなかなか難しくなってくるので、家族だけで頑張っていこうということになり、これが逆に孤独・孤立化を招いているのではないかと思っている。

2020年度と2021年度に国が小学生から大学生まで調査を行ったところ、世話をしている家族がいると回答した割合は、小学6年生で6.5%——15人に1人、中学2年生で5.7%——17人に1人と、40人クラスの場合、2、3人がヤングケアラーとなっているのではないかとということである。我々が一番注目した設問は、世話について相談した経験があるかというものだが、あると回答した割合は、小学6年生で17.3%、中学2年制で21.6%となっているが、裏を返せば8割近くは相談していないということである。子どもたちが家のことを誰かに相談するということはあまり思いつかないだろうと思うし、小さい頃から自分の役割はこういうものだ、当たり前のように育ってきたため、大きくなって友人と話をしているときに自分の家が他と違うことに気づく。けれども、相談したら自分のやっていることがなくなるのか、なくならないと決めつけて相談しない。また、親から家の中のことは外で話すものではないと言われていることもある。以上のことから、子どもたちは家の中のことを相談することはしないのではないかと考えている。

私がいろんなところで話をする際にいつも思うのが、お手伝いとどう違うのかということである。ヤングケアラーの行為というのは最近生まれたものではなく、昔からあることである。当然、お手伝いは子どもの生育上必要なことであるし、厚労省やこども家庭庁もそれは否定していない。我々もお手伝いは頑張ってもらおうと説明している。もう一つはヤングケアラーが悪いことであると決めつけることは問題だと思う。ヤングケアラーに対して、親は何をしていたのかという非難は少し違うと思うし、そうせざるを得ない家庭の事情もあると思う。そこを理解していかないと、子どもたちは親のために自分が家をしていると考えているのに、行政機関が外から入って来て親を非難すると、子どもからすれば何で親をいじめるのかということになってしまうので、介入の際には注意しなければならない部分だと考えている。お手伝いとの違いは何かというところだが、ヤングケアラーの研究をしている立命館大学の斎藤真緒教授によると、お手伝いとケアラーの見分け方には3つのポイントがある。1つ目は、親や保護者の監督の下で行われているかどうかである。例えば、保護者が夕飯の支度をしているときに、子どもに対して食器を並べてほしいとか洗濯物を畳んでほしいとか、家に保護者がいてあれしてこれしてというのはお手伝いの範疇である。一方、保護者が不在の状況で帰ってくるのが遅いから自分が兄弟等のためにご飯を作らなければならない、買い物に行かなければならないなど、保護者が不在の状況での行動はケアラーではないかと判断するものである。2つ目は、友人と遊ぶ時間や勉強する時間など子どもたちの活動や生活を圧迫しないように管理がされているかどうかである。先ほどの例で言えば、保護者から「今日は仕事で遅くなるからご飯の準備等をお願いしたいけど、明日

は早く帰るから友達と遊びにいけるよ」といったふうに、管理がされているのであればお手伝いの範疇である。特に重要なポイントは3つ目だが、やりたくないという選択肢が保障されているかどうかである。子どもが、「毎日ご飯の準備をするのは無理なので、友人と遊びに行かせてほしい」とか、「来週から試験が始まるから勉強しないとならない」といったことが許されるかどうかである。それすらも許されず、保護者が帰ってくるのが遅いから毎日ご飯の準備をしなければならない、家のことが終わったら夜中の12時になってしまう。これは、お手伝いの範疇を超え、ケアラー状態であると判断してよいと思う。繰り返すが、ケアラー状態が悪いかどうかは一概には言えない。それをプラスに、ポジティブに転じることができる子供がいることも事実である。ただ、子どもにとってはいろいろな影響が出てくる。ケアラー状態はどの年齢でも起こることである。我々の世代でも親の介護という形で出てくることもあるが、子ども世代がケアラーになると大人世代がケアラーになるのは意味が違う。どういうことかという、大人は既にいろいろなことを経験した上でケアラーという問題に直面した場合、対応する能力がついている。一方、子どもたちは、これから人生を生きていく上での土台作りをしなければならないときに、自分のことはさておいて他のことをしなければならないということは、他者を頼るなどいろいろな選択ができない中で行われることになる。子どもたちの中には乗り越えられる子もいれば、つぶれてしまう子がいるのも事実である。ここが課題であり、支援が必要な部分だと言われている。何度も言うが、ヤングケアラーは悪いことなので無くさなければならないということで、国や私たちも動いているわけではなく、いかに支援するかというところを考えている。ヤングケアラーが担っている行為を公的サービスを投入してゼロにできるかと言えばできない。その家庭に介護や障害のサービスを受けられる人がいる場合、公的サービスは導入できるが、仕事に行っている親と家のことをしている子どもといった世帯にサービスが入るとなれば、生活保護くらいしかない。生活保護は申請主義なので、自分たちで頑張って生活しますと生活保護の申請を拒否された場合、公的サービスは導入できない状態になるが、子どもたちはケアラー状態である。これを避難できるかと言うとなかなか難しいし、こういう現実を理解した上でどのような施策を打つかという部分が現在検討されていると認識している。今ヤングケアラーが取りざたされているが、全ての事象がこれに振り分けられてしまうと結構危険であると感じている。

実際に、こども・若者ケアラーが抱える悩みを当事者に聞いてみると、勉強をする時間がつくれなかった、授業に集中できない、修学旅行に行けないなどいろいろな意見があった。家事が忙しくて修学旅行に行けないと回答した子どもは、家事をしなければならないから修学旅行なんて行っていられないと突っ

ばねていたが、実際のところは、保護者が仕事で帰ってくるのが遅い中、自分が2泊3日で修学旅行に行ってしまうと、誰が兄弟の面倒を見るのかという問題が発生することを分かっていたので行けないと言っていた。自分のことを殺して家のことをしているので、子どもたちにとって本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている可能性がある。国連で1990年に子どもの権利条約が発効され、日本は1994年に批准しているので、当然子どもの権利を守るよう行動しないとイケないので、このようなことで子どもの権利が侵害されていないか中止する必要がある。10代のこどもケアラーや20代の若者ケアラーに支援が必要な理由は年代によっても変わる。こども・若者ケアラーであった子どもの中には、友人関係が築きにくかったり、周りの大人に頼るといった経験が持たずに、大人になっても課題を抱え込んでしまう人もいる。全員がこうなるというわけではない。このような話を別の場所でしたときに、実は自分もケアラーだったと発言した人がいた。その人は学生時代に祖父の介護を何年間かしていたが、その経験をプラスとして介護業界に就職した。そこから転職して神戸市に就職した。このように自分の経験をプラスに転じさせることができる人がいるのも事実である。一方、抱え込んでしまっただけで抜け出せない人がいるのも事実である。例えば、精神的につらい保護者が家の中でマイナス思考の話をずっとするので、夜中までずっとその話を聞いて励ましているという子どもの場合、子ども自身がメンタルを病むという負の連鎖が生じるケースもよくある。

神戸市が全国に先駆けてこのようなことに取り組むことになったきっかけだが、令和元年に市内で不幸な事件があった。20代の若者ケアラーの孫が同居する認知症の祖母を殺害する事件が発生した。当時、我々は介護している人がこのような事件を起こしたときに、介護保険を利用していたのか、ケアマネはどういうプランニングをしていたのかという視点でしか見ることができなかった。この事件から1年後の2020年の秋に神戸地裁で懲役3年執行猶予5年の実刑判決が出た。その中で、彼女自身が肉体的、精神的に非常に追い込まれた。また、周りに親族はいたが、認知症の祖母と同居して介護させることを彼女だけに押し付けてしまった。介護サービスを利用しており、ケアマネも入っていたが、在宅生活が困難なのでグループホーム等に入居してはどうかと祖母の娘——叔母に相談したところ、彼女が見ているから大丈夫と断られ、最低限のサービスしか入っていなかった。彼女は一人で背負い込み、全部一人でやると頑張っていたが、孤立してこのような事件を起こしてしまった。このときに、孤立するヤングケアラーの問題が浮き彫りになった。ちょうどこのころ、国が全国調査、埼玉県が県内調査を行うという時期だった。神戸市では言葉は聞いたことがあるがどのようなものかあまり認識していなかったが、この事件後市長からヤングケアラー支援に係る特命があり、令和2年11月にプロジェクトチームを結成

することとなった。チームでは、福祉局、健康局、こども家庭局及び教育委員会の幹部が集まって、ヤングケアラー支援について議論した。私は現在、窓口の担当課長をしているが、2年前に神戸市を退職しており、再任用で今の職に就いている。プロジェクトチーム結成当時は、福祉局の副局長に就いており、市長からプロジェクトチームのリーダーに任命された。11月に指示が出て1か月くらいで施策をまとめて議会に予算を提出するスケジュールだったので時間がなかったが、まずは実態を知らなければならないということで、関係者にヒアリングし、事例を集めた。本当に時間がなかったので、1週間で事例を集めるよう指示したところ、70以上の事例が集まった。なぜこんなに集まったのか聞いてみると、関係機関からは、ケアラーの存在は認識していたがどこに相談すればよいか分からなかったとのことだった。これを受けて、相談支援窓口を設置したものである。また、ケアラーと言ってもまだまだ分からないことがたくさんあるので、身近な人に対しての周知や理解促進を行った。加えて、各自治体でどのようなケアラー支援を行っているか調べたところ、関東方面や大阪、京都では当事者同士で支援するNPO法人があることが分かった。そのような場で仲間をつくり情報共有を行うことが有効な施策だと教えてもらったので、神戸市にそのようなところがあるか調べてみたら無かった。それならば行政主導でつくろうということで、交流と情報交換の場の設置を決定した。対象については20代のケアラーでこのような事件が起きたので、10代のヤングケアラーだけでなく20代も含めようということで、名称をこども・若者ケアラーとした。令和3年度には、6月1日から相談・支援窓口を設置し、現在2年2か月が経過している。また、研修や事例検討を通して関係機関に周知を図るとともに、NPO法人に委託して交流と情報交換の場を10月から開設した。

神戸市における子どもたちの相談窓口は、18歳未満の場合には各区役所にこども家庭支援室を設置し、子育てに関することや虐待対応を行っていたので、18歳未満のヤングケアラーについても区で請け負うこととし、18歳以上や年齢不明の場合にはこども・若者ケアラー相談・支援窓口で請け負うこととした。ただ、実際の相談件数を調べてみると、令和5年6月末現在で、相談は電話、来所及びメールで受け付けているが、337件となっている。その中で、こどもケアラーとして支援を行ったのは128件、若者ケアラーで33件となっている。残りはその他176件だが、その他は何かというと、市外からの相談や匿名希望、30歳以上の人からの相談で継続的な支援ができなかったものである。他都市からの相談については他都市の担当部署を伝えており、我々としては継続的な支援ができないとしていた。継続的な支援ができたものが、こども128件、若者33件だが、この161件についてどこから相談があったか調べたところ、当事者の中には小学生と中学生はいなかった。逆に小学生と中学生は家族からの相談が多かつ

た。これは、保護者が病気になって家事ができなくなり子どもたちが家事をしている状態を見て、これは世間で言うヤングケアラーになってないかという相談である。ただ、やはり一番多いのは関係機関からの相談である。一方、相談窓口の状態だが、毎日受ける相談は当日に個別ケース報告の場で共有するとともに、週1回、個別ケースについて支援方針を検討している。加えて、月1回、事例検討会を開き外部の有識者に来てもらい、アドバイスを受けている。人員は、専従の課長1名、専従の係長1名、会計年度任用職員の有資格者4名を配置し、6名体制で運営している。

ふうのひろばについてだが、これが交流と情報交換の場となっており、毎月第2土曜日の午後に神戸市青少年会館で開催している。運営については、プロポーザル方式で公募し、若者支援をしているNPO法人のこうべユースネットに委託している。対象は概ね16歳以上としているが、自分の言葉で自分のことを語ることができるのは高校生以上でないと難しいかということと、市内で1か所なので小学生や中学生は校区を越えて集まるのはやりにくい部分があるので、高校生以上としている。小学生や中学生はそれぞれの校区内にある子どもの居場所——学習支援や子ども食堂につないで居場所を確保することとしている。現在は、高校生、大学生、社会人など6名が定着して毎月来ているが、神戸市在住のみならず在勤や在学も対象としている。加えて、直接来ることができない場合にはオンラインでの参加も可能としている。

取組の効果だが、関係機関に少しずつではあるがヤングケアラー支援の視点が広がり、家族全体を見る視点が生まれてきている。介護保険の場合、ケアマネは要介護者に対してケアプランを作ったりしているが、こどもに対して負担がかかっていることはあまり気づいていなかった。そこに家族全体を見る家族支援が広がってきたと感じている。実際に、厚生労働省がケアマネの研修カリキュラムを改正し、来年度からヤングケアラー支援の視点を必修としているので、子どもたちが介護者の世話や見守りをして助かっているといったケアプランは適切ではないということになる。また、庁内関係課による連絡会を定期的に行っている。市役所ではプロジェクトチームを作っても政策が終わったら解散ということがよくあるが、本市では庁内関係課による連絡会に切り替えて、それぞれの部局でヤングケアラーをどのように支援していくかを確認している。例えば、介護保険課であれば、ケアマネにどう周知していくのか、地域包括支援センターにどうアプローチしていくのかなど、各部局で意識してもらう。ヤングケアラーの相談窓口を所管している福祉局の相談支援課がやればよいということではなく、全庁的に子どもに関係している部局が意識を持ってケアラー支援をするということである。

また、今年の8月からこどもケアラー世帯への訪問支援事業という無料のへ

ルパー制度を創設している。これは全国初の取組と聞いている。ヘルパーを無料で週1回3か月以内で利用することができ、家事支援を行うことで負担が減ることを理解してもらうことによって、次の恒久的なサービス——障害サービスや介護保険に繋げていくことを目的としている。昨年の8月から始めた事業だが、実績は6件しかない。他人が家に入ってくるということを受け入れにくいという意見が多かった。このような中、兵庫県でも昨年6月からヤングケアラー・若者ケアラーの相談窓口を設置した。対象は神戸市を除く全県下である。また、昨年10月から、家族人数分の冷凍の弁当を週1回、3か月無料で配付する配食支援のモデル事業を開始した。弁当の配布かと最初は思ったが、これが結構ヒットし、神戸市内だけでも40世帯以上が利用している。これは単に食支援というだけではなく、きっかけづくりになっている。ヤングケアラーの世帯は7割以上が支援を拒否するという実態があり、介入しようとしてもほとんどアプローチできなかつた。先ほど、百数十件対応したと説明したが、これは窓口職員が直接接触できた件数ではない。当初は3分の1程度しか接触できなかった。支援を拒否された場合には、その家庭に直接かかわっているケアマネや学校の先生を通じて支援の説明をするなど間接的なお願いしかできなかったが、この弁当支援を導入後は接触件数が半分くらいになった。学校の先生や生活保護のケースワーカーから兵庫県が弁当を配布していることを聞き、それならば一度話を聞いてみようとなり、支援のきっかけづくりになっている。これは県の施策だがありがたいものだと思う。

国の実態調査でも出ていたが、こども・若者ケアラーであるということ自身で認識することは非常に難しいと指摘されている。自分がケアをしていることを誰にも話していないということで、周りの第三者が気づくことは難しいが、そこに気づいて支援につなげていかなければならないと考えている。

最後になるが、こども・若者ケアラーの声を聞いている。理解してくれる人が欲しかった。自分が一人ではないという認識を持つことが大切との声があった。特に私が注目したのが、気にかけてくれる先生の声掛けがうれしかったという意見である。どんな声かけかと聞くと、「休めてるか」というものだった。先生自身が、自分のことを分かっている中で見てくれていたということがうれしかったとのことだった。また、これとは逆の話も聞いている。それが、「大人になんか二度と相談しない」という声である。詳しく聞くと、家のことをして宿題ができなかつたときに、先生に宿題をしてこなかつた理由を聞かれ、自分の家の状況を正直に説明したところ、先生からは言い訳するなど言われたとのことだった。この二つの話は教育委員会や学校の先生に講演するときも必ず伝えている。学校の先生は子どもの一番身近にいる大人である。そこに気づいて子どもの負担を軽減してあげることが一番大事だと思う。

以上が神戸市のこども・若者ケアラーの支援の状況である。

**【主な質問・回答】**

質問 市の事業名はこども・若者ケアラー、県の事業名はヤングケアラー・若者ケアラーとなっている。県と市で住み分けはあるのか。

回答 県・市で特にすり合わせはしていない。神戸市は20代まで対象にしているが、兵庫県は30代まで対象にしている。県は窓口を持っていないので、聞いた内容を県内の市町村につないでいる。兵庫県下には41市町があり、各市町にヤングケアラー・若者ケアラーの窓口をしっかりとつくるよう依頼し、そこにつないでいくことをしている。ただ、各市町には温度差があり、これからの課題だと感じている。

質問 神戸市に30代の相談者が来たときはどうしているのか。

回答 30歳になったから相談を受けないということはしておらず、結構アウトにやっている。結構介護の相談が多いので、その場合には介護保険の担当課につないでいる。また、ヤングケアラーと言われる18歳未満の子どもに対してはいろいろな施策が使えるが、18歳を超えた若者ケアラー向けの施策は制度的にない。有効なのは先ほど説明した「ふうの広場」である。当事者グループにつなぐのは有効な施策だと思っているので、独りで抱え込むのではなく、同じ悩みを持つ人と共有する場を設けている。我々が20代のケアラーと定期的に面談している実情もある。面談することによって気持ちを吐き出し少しでも楽になればと思っている。

質問 相談窓口6名体制について、臨床心理士のような専門的な知識を持った職員はいるのか。

回答 社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持った相談員と神戸市の福祉職を退職したOBが一人いる。神戸市では昭和30年初頭から福祉職採用を行っており、私自身も福祉職採用である。神戸市内の関係部局や関係機関とは連携が取れていると思っている。社会保障制度も含めた福祉施策をしっかりと理解しておく必要があるので、そういう人が配属されるのは非常に有効だと思う。

質問 窓口相談に至るまでがなかなか難しいと思うが、本人も周りも気づくということが難しいと思う。そういう意味では、ヤングケアラーに対しては学校での気づきが一番早いのではないかと思う。学校に対する周知や研修はどのように行っているのか。

回答 窓口開設に当たり、全ての学校にリーフレットを送付した。窓口の存

在を知ってもらうことを含め、関係者にケアラーの存在を知ってもらうことが大事なので、関係者向けの支援マニュアルをつくり、関係機関に配布した。さらに、行政関係者には毎年研修を行っている。ただ、神戸市に関わっているケアラーは250件程度だが、神戸市内の10歳から30歳までの人口は約28万8千人である。これに4%から6%がケアラーだという国の調査結果を参照すると、1万2千人から1万7千人がケアラーだろうという想定になる。つまり、窓口で関わっている相談件数はわずかなものだけということである。多く子どもたちは気づかないまま、若しくは我慢しているのかもしれない。全てのケアラーが窓口につながる必要はないと思っているので、行政だけでなく周りの大人にも知ってもらうことで支援や見守りが広がればと思っている。話をして自分のことを見守ってくれていると理解することは非常に有効だと思っている。自分の経験からも、見守ってくれる大人がいるかどうかは分岐点だと思う。周りの大人がきちんと理解して見守ることの方が有効ではないかと最近は感じている。

質問 当事者同士で話したいという思いもあると思うが、ケアサポートのような制度はあるのか。

回答 神戸市で言えば、「ふうの広場」である。高校生、大学生、社会人が集まってレクリエーションをしたり、語る場を設けたりしている。話をして共感を得る、共有することが有効だと思っている。

質問 金沢市では子ども宅食サービスを始めたが、兵庫県の配食サービスは今後も継続していく予定なのか。

回答 県の配食サービスはケアラーに特化しており、ケアラーに対して介入ポイントを置いているところで認知を高めていこうとしている。今後、県が恒久的に行うかは分からないが、ケアラー世帯は支援を拒む傾向が多い。配食サービスを一つのきっかけとしているのは有効な手段だと思っているので、引き続き予算化を依頼しているところである。当局も必要性は認識しているので、財政部局と調整していると聞いている。

質問 子どもの居場所づくりが大切だと感じているが、何か工夫している部分はあるのか。

回答 小学校区ごとの居場所づくりは子ども施策として行っている。ただ、運営しているNPO法人や社会福祉協議会にもヤングケアラーのことをしっかり理解してもらう必要があると感じている。もしかしたら利用

している子どもにヤングケアラーがいるかもしれない。そのような子どもが、家ではない居場所を持つことによって少しでも楽になればと思っている。各支援団体等にはその旨こちらからお願いしているところである。学習支援や子ども食堂にはいろいろな子どもが来ているので、ヤングケアラーに特化してしまうと子どもが浮いてしまう可能性がある。そこはあまり表に出さず関与することが重要だと思う。

また、学校では個人情報保護の観点から情報提供に関して二の足を踏む場面があるが、我々は子どもの情報に関して匿名でも受け付けている。断らない相談機関であることを周知している。そうすると、学校の先生も安心して、いろいろな相談をしてくれたりもしている。

質問 印象的な事例があれば教えてほしい。

回答 ある高校生の話だが、情報提供してくれたのはアルバイトの上司だった。上司はケアラーについて知っていたようだが、アルバイトの時間が不規則になってきた際に、家のことをやらなければならない状態だということが分かった。我々が介入後、母親への介入をどのようにするか考え、まずは配色サービスを導入した、次に訪問支援事業を導入した、次に障害サービスを理解してもらい導入した。この世帯は生活保護を受給していたが、ケースワーカーも介入が難しい世帯だと認識していた。そこを我々と一緒に介入することでいろいろな関係機関が協力できたケースである。

質問 最近になって子ども食堂に行くことがかわいそうだという風潮がある。ヤングケアラーという言葉が与えるイメージもあると思うが、何かよい方法はないか。

回答 尼崎市ではヤングケアラーという言葉を外している。子どもの集まる居場所のようなイメージを持たせるためだとのことだった。子ども食堂と言うと、経済的に課題を抱えている家の子どもが来ているように見られがちなので、〇〇の集まりのようにキッズ・ステーションのようにするのも一つの方法かと思う。イギリスでは、ケアラーの子どもたちが集まってサマーキャンプに行くといった施策もあるので、ケアラーであることを隠すのではなく、自身を持って言える社会でないだめだと思う。

質問 対面方式以外で相談できる窓口はあるのか。

回答 子どもたちにとって電話での相談はハードルが高いので、SNSを利

用した相談も検討はしたが、まだ踏み出せない状況である。NPO法人でそのような相談をしている所もあるのは把握しているが、タイムリーに返事を返すこと、限られた行数で返事を返すことで受け取られ方が変わる可能性があることは分かっているので、慎重になっている部分である。また、24時間体制で返事をしないとならず、返事がない場合には子どもが落胆する場合もあるので慎重になっているが、それをしている団体と協力することによって、気になる子どもの情報を提供してもらうようにしている。子どもと直でつながるのはなかなか難しいので、子どもを見守る大人とのつながりを形成しているところである。

質問 市社協は地区社協はどのような位置づけなのか。

回答 神戸市には市社会福祉協議会と区社会福祉協議会があり、それぞれ別法人で運営している。いろいろな情報を社会福祉協議会が握っているの  
で、情報共有しながらつないでいる。

質問 ヤングケアラーの法的根拠がないとのことだが、どのような位置づけが望ましいと考えるか。

回答 関係機関同士の情報共有ができないというところがある。昨年国から支援マニュアルが示されたが、同意を取ってから情報共有することとなっている。法的根拠があれば同意は不要となるが、法的根拠がないがゆえに同意を取らなければならない。ネグレクトに関しては同意が不要だが、ヤングケアラー全員がネグレクトという虐待カテゴリーに入るわけではない。なので、何かしらの法的カテゴリーに当てはめることによって関係機関内での情報共有ができるようにしてほしいと感じている。国に対して要望はしているが、国は否定的である。

【視察日】 令和5年8月23日（水）

【視察先】 兵庫県明石市

【調査項目】 個別避難計画について

【調査目的】

近年頻発する災害を受けて、令和3年度に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

明石市では、市が積極的に計画作成の場に参画するとともに、作成に協力す

る自治会や福祉専門職に対して独自の助成制度を創設するなど「共助」に向けて個別避難計画の作成に取り組んでいる。

本市でも、個別避難計画作成に向けた検討に着手することとしており、明石市が取り組んだ事例等や進め方を研究し、本市への知見を得る。

### 【調査概要】

明石市役所において、灰野明石市議会副議長の挨拶に引き続き、明石市福祉局福祉政策室福祉総務課の岡本主任から調査項目についての説明を受け、質問・応答を行った。

### 【調査内容】

個別避難計画の作成対象者の抽出方法と優先度設定について説明する。本市では、個別避難計画作成の候補者選出は各自治会に配布している避難行動要支援者名簿をベースとしている。避難行動要支援者名簿の掲載者については、大きく分けて6つに分類している。1つ目は65歳以上の一人暮らし高齢者、2つ目は要介護4または5の認定を受けた人、3つ目は視覚障害、聴覚障害、肢体不自由で身体障害者手帳1級または2級を所持している人、4つ目は知的障害があり療育手帳Aを所持している人、5つ目は精神障害のある人で精神保健福祉手帳1級を所持している人、6つ目はその他避難支援を要する人——認知症の高齢者や寝たきりの高齢者である。名簿登録状況は表のとおりであり、全体で約1万2,000人が掲載されている。一番多いのが65歳以上の一人暮らし高齢者で、約7割——8,000人が掲載されている。次に多いのが、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の人で、約2,000人、次に、要介護4または5の認定を受けた人で、約700人となっている。本市では、これらの名簿掲載者のうち福祉専門職——ケアマネジャーや相談支援専門員がついている人を優先的に作成する対象者としており、約3,000人が該当している。国からは、特に優先的に個別避難計画を作成する人を線引きし、令和7年度までに作り終えるよう指示が来ていることから、本市では、洪水や高潮による浸水被害の恐れがある部分を調べ、海岸線や明石川の流域を優先度の高いエリアと位置付けた。3,000人のうち、優先度の高いエリアに該当する人は約500人だった。現在は令和7年度までの作成完了に向け取り組んでいるところである。令和5年7月末時点で作成件数は83件とまだまだ少ないが、コロナも落ち着いてきたので取組の促進を図っている。

次に、本市の取組の3つのポイントについて説明する。1つ目は関係者が連携する取組体制である。本市の個別避難計画作成の取組については、共助を根幹とすることから、取組の主体は自治会に担ってもらっている。そして、自治会をサポートする機関として、福祉専門職や民生委員、総合支援センター、明

石市の福祉部局や防災部局が連携し、それぞれの得意分野から意見を寄せ合っ  
て計画の作成に取り組んでいる。これにより、取組における負担の緩和を図っ  
ている。地域によっては、一つの機関が最初から最後まで自分たちだけで計画  
を作成するところもあるが、そういった地域は取組が進んでいないのが現状で  
ある。このことから、本市では取組の促進のために複数の機関が参画すること  
で作業負担が偏らないようにしている。また、多くの視点を通すことによる計  
画の実効性向上を図っている。機関ごとに持っている情報や得意分野が異なる  
ので、得意分野から意見を寄せ合うことで計画の実効性向上を目指している。

2つ目は計画に盛り込む内容である。個別避難計画の様式だが、本市の計画  
はA4一枚表裏と非常にシンプルなつくりになっており、作りやすさを優先し  
たものとなっている。主な掲載内容としては、緊急連絡先や家族情報などの基  
礎的な情報、避難所に到着してからの必要なサポート、そのサポートを誰が行  
うか、避難場所、避難の際の持出物、安否確認に要する情報、避難経路となっ  
ている。この中から必要なサポートと避難サポーターについて説明する。避難  
サポートについては、基本的には専門的な知識を要しない誰でもできることを  
前提に、避難時の携行品確認、酸素吸入器のような重い携行品を運んでもらう、  
歩行が難しい場合の移動支援、視力障害者への声掛けによる移動支援などを  
お願いしている。また、避難所に避難する以外の避難の考え方として垂直避難や  
自宅避難という考え方もあるが、エレベーターが停止した場合の上層階への搬  
送補助や避難所からの物資運搬などを想定している。また、避難サポーターは  
全国的に言うところの個別避難計画所の支援員である。本市でも令和3年の法  
改正までは支援員という呼称を使っていたが、支援員という名称が重く受け止  
められてしまうというネガティブな要素になってしまっていたので、避難サポ  
ーターという和らげた名称に変えつつ、役割を明確化してアナウンスしている。  
具体的には、災害が発生した際は、まずは自分と家族の安全確保に努める。次  
に、電話で対象者の安否確認を行い、火災の有無や避難所開設情報などの必要  
な情報を伝達する。避難が必要な際には、可能であれば対象者の家に向かっ  
てもらい、近隣の住人と協力しながら避難をサポートしてもらうようお願いして  
いる。本市からは、サポーターの役割で一番重要なのは、安否確認と避難のタ  
イミングを伝えることである。実際のサポートは一人でできることは限られて  
いることから、近隣住民と協力して面でサポートすることをお願いしている。

3つ目は取組促進のための工夫である。始まったばかりの取組なので、まず  
は関係者にどれだけ知ってもらえるかが重要だと考えている。本市では冊子や  
チラシ、パワーポイントといった地域向けの説明資料に加え、市ホームページ  
に取組の動画を掲載したり、全国社協が発行している冊子に本市の取組を寄稿  
したり、新聞社に取材依頼するなど知ってもらえるよう取り組んでいる。参考

までに、今年の1月にNHKで放送された動画を見てほしい。

〔動画視聴〕

次に、取り組みやすい環境づくりについて説明する。ノウハウ面と金銭面での環境づくりということで制度を設けている。本市では、計画を作成後、実際にその計画が機能するかを確認するために避難訓練を実施するが、地域には避難訓練のノウハウがないので、作業負担緩和の観点から、市で大まかな訓練のプランを提示し、地域と協力しながら訓練を実施している。また、金銭面のサポートとして、自治会向けと福祉専門職向けのメニューを設けている。自治会への助成メニューは市単での助成となっている。地域で個別避難計画を完成させた段階で計画1件当たり3,000円、加えて、避難訓練実施費用の補填として1自治会当たり2万円を自治会に対して助成している。地域ではサポートするのはよいが必要なものは自治会で買わなければならないのかとの声もあったので、当初は補助金として支給できないか財政当局と折衝していたが、他事業で自治会への補助金が支払われており、その上乘せという形での予算取りが難しかったので、報償費として予算付けを行い、取組のお礼という名目で渡している。また、補助金との住み分けを行うため、現金ではなくクオカードで渡している。福祉専門職への助成メニューだが、自治会と同様、個別避難計画を完成させた段階で計画1件当たり7,000円を所属する事業所に支払っている。昨年度までは県が2分の1を補助していたが、今年度からは県補助事業として運営している。

次に本市の取組の基本的な流れを5つのステップで説明する。本市では計画完成まで5つのステップを設けている。1つ目は候補者の選定ミーティング、2つ目は候補者に取組の説明と作成の同意を得ること、3つ目は対象者への聞き取り、4つ目は計画の実効性を確認するための避難訓練の実施、5つ目は訓練結果の検証と課題のフィードバックである。自治会には全てのステップに参加してもらい、福祉職には要所要所で参加してもらおう。本市は選定ミーティングと訓練、検証に参加している。当初は聞き取りにも参加していたが、普段見慣れていない行政の人間が参加すると本音で話してもらえないといったことがあり逆効果だということで、聞き取りや支援内容の検討については、基本的には自治会と福祉専門職にお願いしている。ただ、聞き取りの際に注意をお願いしているのは、まずは本人の意見をしっかり聞いてほしい、本人の考えをどのように具現化すればよいか検討しつつ、内容に無理があれば福祉専門職で軌道修正してほしいと依頼している。それではステップごとに説明する。

候補者の選定ミーティングだが、避難行動要支援者名簿掲載者のうち、福祉専門職がついている人を市が調べ、自治会へ情報提供している。その情報を基

に関係者が意見を寄せ合って計画作成の必要性を判断し、優先順位をつけている。

作成候補者が固まると、候補者に取組の説明と作成の同意を得る。災害対策基本法により、個別避難計画の作成には候補者の同意が必要となる。そのため、自治会から候補者に対して、取組の目的や進め方を市が作成したチラシ等を用いて説明し、作成への協力、同意を得ることとしている。

次に、対象者——同意を得た候補者への聞き取りを行う。基本的には、自治会、民生委員、福祉専門職の三者が対象者宅を訪問し、実際に話を聞きながら計画に盛り込む内容を検討している。関係者三者で話し合った内容については福祉専門職に様式への記入をお願いしている。

サポート内容が固まると、検証のための避難訓練を実施する。訓練の進め方については、市である程度のプランを提示し、関係者で具体的な進め方を確認した上で、実際の訓練の流れを決定する。

訓練の実施後、訓練結果の検証と見えてきた課題のフィードバックを行う。訓練参加者が内容を振り返りながら意見交換を行い、改善すべき点があれば計画の内容を見直す。例えば、上り坂を車椅子で移動する場合、後ろから押すだけでは危ないので車椅子にロープを括り付けて前からもけん引することとした。これらのステップを経て個別避難計画が完成する。

次に、避難計画と対になる福祉避難所について説明する。災害が起こった際、まずは市内に41か所ある小中学校の体育館を一次避難所として開設し、近隣の避難者の受入れを行っている。その上で、一次避難所に避難してきた人で、広い空間で多くの人と生活することが難しい要配慮者については、一部教室を開放して福祉避難室を開設する。加えて、福祉避難室でも長期の生活が難しく一定のサポートが必要な人については、市内に23施設設けている福祉避難所へ移ってもらうことを想定している。本市では23施設の福祉避難所を確保しており、約570名の受入枠を確保している。市の施設は2か所で、残りは高齢者、障害者向けの入所施設となっている。特筆すべき避難所として「はくほう会医療専門学校」という施設がある。この施設は医療系の学校なので授業用のベッドや沐浴設備が整備されており、有事の際には授業用設備を用いて避難者を受け入れることとしており、特に妊産婦や乳幼児の受入れに特化している全国的にも珍しい福祉避難所である。また、各種避難所の備蓄物資も整備を進めており、初動対応に必要な物資は各施設に一定の個数を預けることとしている。避難所のベッドと言えば段ボールベッドを思い浮かべると思うが、段ボールベッドは幅もあり寝やすいといった利点もあるが、組立てに時間がかかり備蓄スペースも取るので、有事の際に少ない人員で準備できるよう、キャンプ用の簡易ベッドの備蓄整備も進めている。また、個別避難計画の取組を進めて行く中で、おか

ゆでも硬くて食べられないという人が多くいたので、基本的には自宅から食料品を持ってきてもらうことになっているが、災害時に持ち出せない可能性もあるので、栄養補充ゼリーも昨年度から備蓄するようにしている。さらに、直営施設では定期的に開設訓練を行っている。

### 【主な質問・応答】

質問 妊婦や0歳児、1歳児を持つ家庭についてはどのようにサポートしているのか。

回答 妊婦や乳幼児についても避難を想定しており、市の直営施設の2施設は妊婦・乳幼児も受入可能な施設となっており、粉ミルクやおむつについても備蓄を進めている。名簿については、国のガイドラインに基づいて対象者を決めており、過去に議論はあったが、名簿の対象にはしていない。

質問 年配の人が対象者を支えているイメージがあるが、若い世代が参加するようなことはあるのか。

回答 避難サポーターに就く人も高齢者が多いことは事実である。地域の取組に若い世代をどのように取り込んでいくかが課題になっている。地域によっては防災のイベントと並行してクリスマスやハロウィンパーティーなど若い世代も参加してもらえるようなものを企画して、そこに参加した若い世代や子育て世代に防災の取組を案内し、関係づくりに取り組んでいる。地域によっては高齢化が進み、サポーターが確保できないという状況もあるので、そういった地域では自治会で完結するのではなく広域でのサポーター確保も検討する必要があると考えている。今年度は避難サポーターの養成講座を考えており、知識や技術を習得した人を市の名簿に登録し、自治会の中でサポーターが見つからない場合は近隣の名簿掲載者の中からマッチングを行うことも検討している。

質問 養成人数はどれくらいを想定しているのか。

回答 今年度からの事業なので、まだ登録者はいないが、第1回目の口座として50人から100人を想定している。

質問 計画作成に当たり、作成の同意が得られない人に対してはどのように対応するのか。

回答 自治会に名簿を提供する際は、名簿提供の同意を得た上で提供して

いるので、現時点では作成の同意が得られないという事例はないが、そのような事態が発生した場合は、災害発生時の安否確認をお願いしている。

質問 対象者の状況も日々変わると思うが、名簿更新について市はどのように関与するのか。

回答 更新に関してはまだ具体的に取り組んでいないが、見直しは必要だと考えている。避難行動要支援者名簿は毎年更新し自治会に提供しているが、名簿の更新内容については、民生委員が対象者を訪問し、聞き取りを行っている。サポート内容に大幅な変更がありそうな人については、民生委員から情報を提供してもらい、市から計画更新を案内することを想定している。

質問 いざ災害が発生したときに実際に動くのはやはり自治会である。福祉専門職も近くにいればよいが実際は地域から離れていることも多い。加えて、自治会の会長は年単位の持ち回りでやっていることも多く、ころころ変わる。そういう状況の中で、自治会、福祉専門職、市が協働するにはなかなかハードルが高いと感じるが、どのような工夫をしているのか。

回答 自治会会長が一年、二年で変わり、アプローチが難しいことは実際にある。やり方の一つとして会長の任期が長い地区に重点的にアプローチしている。また、担い手が増えていくのが理想かと考えているので、サポーターの養成研修を受講してもらい、少しずつ関係者を増やしていきたいと考えている。

質問 自治会に対して守秘義務は課しているのか。

回答 避難支援に必要な範囲であれば情報共有してもらおうという前提で名簿を提供しているし、避難計画についても本人の同意が得られれば関係者で情報提供するという運用をしている。条例や内閣府の指針を適用した運用である。

質問 地元との話し合いの中で課題はあるのか。

回答 地域に対してアナウンスした際に、地域によってかなりばらつきがある。一年で会長が変わるので、自分が会長の間は難しいことはしたくないと断られたこともあった。複数年自治会長を務める地域や民生委員と自治会長が同じ人の場合は、前向きに考えてもらえるケースが

多い。自治会によっては独自の名簿を作成しているようなところもあるので、まずは、やってもらえるところから取組を進め、実績を積み上げて他の自治会にも取り組んでもらえるよう進めている。また、地域への説明会の際には民生委員に出席してもらおうようにしている。民生委員は要配慮者の情報を一番持っているので、情報も提供してくれるし、民生委員の負担を地域で分担しようという形で話を進めることもできる。民生委員は個別避難計画の作成に前向きな場合が多いと感じている。

【視察日】 令和5年8月24日（木）

【視察先】 広島県三原市

【調査項目】 三原市児童館 ラフラフ について

【調査目的】

三原市では、「ぶらり立ち寄り 笑顔でワクワク」をコンセプトに令和2年8月に三原市児童館「ラフラフ」を開設した。

開設に当たり、中高生利用を促進するため、設計段階から中高生の意見を聞きながら整備するとともに、施設を利用する子どもたちや保護者、市内大学の学生がボランティアスタッフとして運営に参加し、主体的にイベント企画などを行っている。

本市でも、子どもたちの児童館利用を促進するに当たり、三原市が取り組んだ事例や進め方等を研究し、本市への知見を得る。

【調査概要】

三原市児童館ラフラフにおいて、岡本三原市議会議長の挨拶に引き続き、三原市こども部子育て支援課の坂田主査、阿草主任及び佐藤児童館職員から調査項目について説明を聴取し、質問応答を行った。その後、現地視察を行った。

【調査内容】

児童館は児童福祉法に規定される児童厚生施設であり、法律では、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設とされている。児童館の特徴としては、18歳までの幅広い年代の子どもが自由に利用できる施設であり、保育所や学童保育の場合は保護者が働いていなければ利用できないなどの制約がある中、いつでも気軽に利用できる最も敷居の低い子どもの居場所と考えている。このような特徴を踏まえ、我々も運用

していきたいと考えているし、子どもにとって、家、学校以外の第三の居場所にしていきたいとの思いから、整備・運営を進めてきたところである。

三原市児童館「ラフラフ」の施設概要だが、三原市内には児童館は当施設の一つしかない。令和2年8月に、市内の別の場所から移転オープンした。もともと、市内の別の場所に児童館があったが、施設が老朽化しており、旧耐震基準の建物でもあったことに加え、現在地周辺の市有施設も老朽化が進んでいたこともあり、公共施設マネジメントの観点から、施設の集約・再編を行ったものである。また、ラフラフが入る前には同建物内に市の教育委員会や保健福祉部門が入っていたが、新庁舎が完成し、そちらに移転した結果、駅前を中心市街地にもかかわらず空きスペースになっていたということで、中心市街地のにぎわい創出や子育て支援充実の観点から児童館を移転した。開館時間は10時から19時までで、休館日は毎週火曜日とお盆、年末年始としている。土日祝日は開館しているので、保護者が子どもを連れてきたりする様子もよく見られる。運営主体は三原市直営であり、会計年度任用職員6人で運営している。施設の特徴だが、一つ目は中高生と一緒につくった児童館ということで、つくる段階から中高生の意見を聞いている。二つ目は施設を利用する子どもたちや保護者が運営に関わっているということである。

児童館ラフラフの整備だが、移転前の児童館では中高生の利用が少ないという課題があった。平成31年度の中高生の1日平均来館者数は1.3人と非常に少なかった。市議会からも中高生が利用できる環境づくりについていろいろと意見をもらっていたこともあり、移転をきっかけとして、新しい児童館は中高生も気軽に遊びに来られる場所、中高生が活躍できる場所にしたいと取組を進めた。中高生に来てもらうにはどうすればよいかと考えたところ、中高生の意見を聞いてみるのが一番だろうということで、整備段階で中高生の意見を聞いて一緒につくることとした。国は児童館の運営指針として児童館ガイドラインを作成しているが、平成30年10月に改正されたガイドラインの中で、中高生世代が利用できる環境づくりに努めるよう追記されたことも中高生とともに施設をつくることの後押しになったと考えている。実際にどのように中高生と一緒に児童館をつくったかだが、まず、新児童館ティーンズ検討委員会という中高生のグループを立ち上げることで、新児童館をプロデュースする中高生を募集した。なかなか集まらず苦労はしたが、小さいときに児童館に来ていた子どもたちに声を掛けたり、教育委員会や学校を通じて募集した結果、中高生9人でスタートすることとなった。月1回土曜日の午後に2時間程度集まってもらい、ミーティングを計10回行った中で、まずは、移転前の児童館を見てもらい、中高生の利用が少ない理由を洗い出した。それを踏まえ、移転先とその周辺を見てもらい、どのような施設がよいのか議論した。ただ、中高生にどのような施設が

よいか聞いてもすぐに意見は出てこないのので、市が作成したレイアウト案に対する意見をもらったり、全国で中高生の利用が多い施設の情報を集めて意見をもらったりした。もらった意見は設計段階で積極的に取り入れている。最初は9名でスタートした検討委員会だったが、令和元年6月にある高校から連絡があり、高校との連携が生まれた。連携が生まれたことで関わる中高生も増え、活動も活発化することとなった。ある高校では総合学習の時間が週2時間あるが、その時間を使って中高生が児童館を利用するにはどうすればよいか授業の中で一緒に考えてくれることになった。職員も授業に出向き、児童館の現状や課題を説明し、中高生に意見をもらいながら一緒に議論した。学校段位で関わってくれたことで、非常に多くの意見を聞くことができたと思っている。学校との連携はオープンしたら終わりではなく、生徒主催のイベント開催や情報発信の方法などを授業の中で検討したりしている。

中高生からは様々な意見をもらい、それに伴い様々阿検討を行っている。まず、開館時間について、旧児童館の開館時間は18時までだったが、部活動が終わった後の利用が難しいという意見が出たことから、新児童館は19時まで開館することとした。また、児童館というネーミングは小さい子が行くイメージがあり、中高生はなかなか行きにくいという意見が出たことから、新児童館の愛称をラフラフと決定しPRした。加えて、中高生が行きたくなくなる機能がない、中高生はWi-Fiがないと行かないという意見が出たことから、館内無料Wi-Fiを整備するとともに、勉強ができる部屋、ダンスの練習ができる大きな鏡を設置した部屋、木を使った温かい雰囲気の内装を整備した。さらに、中高生が楽しめる企画がないという意見が出たことから、自分たちが楽しめるイベントを自分たちが考えようということで、中高生が企画したイベントの運営を行っている。館内レイアウトも配布しているが、記載しているイラストは中高生が書いたものである。乳幼児ルームは中高生が利用する部屋ではないが、旧児童館では乳幼児が遊んでいる横で小学生がドッジボールをするなど住み分けがされていなかったのので、安心して過ごせる部屋が必要だという意見から生まれた部屋である。

愛称を決めてPRしていこうということで、中高生に愛称を考えてもらった。40近くの案が出てきたが、投票の結果、ラフラフという愛称に決定した。ラフラフという愛称は笑うという意味の「ラフ」とラフな服装のような気軽な気楽なという意味の「ラフ」を合わせた言葉である。児童館がみんなの笑顔が集まる場所になるように、気軽に行ける自由な居場所になるようにという意味が込められている。ロゴマークについても中高生に案を考えてもらい、その案をデザイナーに仕上げてもらったものになる。笑顔の口をモチーフにしたロゴマークになっており、三つの大きさの口を表現することで、いろいろな世代の笑顔

が集まる場所となることを表現している。資料にはオープンしたときの市の広報紙を掲載しているが、関わってくれた中高生が広報誌に出て施設の紹介をしてもらった。中高生に関わってもらったことでいろいろな意見をもらえたことはもちろんだが、中高生が関わることでメディアにも注目してもらい、PRの面でも有効だったと考えている。

次に、運営について説明する。ラフラフがオープンした段階でティーンズ検討委員会は解散するかと思っていたが、今日に至るまで快進撃を続けることになる未来が来るとは私も想像していなかった。新児童館ティーンズ検討委員会はラフラフティーンズスタッフと名前を変え、現在も活動を続けている。現在のメンバーは59人で、中学生は12人、高校生は47人となっている。積極的なメンバー募集は行っておらず、メンバーが新しいメンバーを連れてきてどんどん仲間が増えてきた。ティーンズスタッフの活動状況だが、昨年度はスタッフによるイベントの企画・運営を24回行った。メンバー全員が人の前に出ることが得意なわけではないので、裏方の仕事だけに参加するスタッフもいる。活動の一例になるが、ラフラフ t e e n s 塾は月1回開催しており、小学生が持ってきた宿題を中高生が先生役としてサポートしている。ある日、民生委員から、近所に外国人の子どもがいるが、言葉が分からないため学校に行っていないのでどうしようという相談があった。そのときに、児童館で勉強会をしてみてもどうかという検討をしており、中学生と勉強しようという単発イベントを行ったのがきっかけである。さらに発展編として、授業形式のイベントも行っている。学校の先生になりたいという子どもから授業をしてみたいという相談を受け、最初は算数の授業をしてみたいと言っていたが1年生から6年生が来る中で算数の授業は難しいということで、海はなぜ青いのか、虹はどうしてできるのかといった自然現象を説明する授業を行った。また、夏休みの宿題で科学実験が終わらないという相談を保護者から受けることもあったので、毎年科学実験のイベントも行っている。学生はいろいろな得意分野があるので得意分野を生かしたイベントを行ってくれているが、同時に成功と失敗も経験してもらえればよいかと思っている。学校に行くだけでは失敗する機会も多くないと思うので、児童館くらいの規模で失敗も経験してもらえればと思っている。また、私が個人的に力を入れていたのは学生と赤ちゃんや保護者との交流である。児童館に来る母親から、自分が母親になるまで赤ちゃんに触ったこともなかったという話をよく聞いていたので、当館には赤ちゃんも学生もいたので、赤ちゃんのイベントに学生を呼んでいた。その中で予想外のよい効果があり、母親から我が子が高校生くらいになるのがすごく楽しみだと言ってもらえるようになった。いろいろな子育て制度がある中で、学生と過ごすことで自分の子どもの成長をわくわく待てるようなことはとてもよい子育て支援ではないかと感じ

ている。また、コロナ禍の中、母親たちがとても苦しそうに見えたので、母親たちのコミュニティーをつくりたいと思い、今年からラフrafあかちゃんスタッフを結成した。対象は0歳児から3歳児までの子どもとその保護者である。学生スタッフとの交流も行っているが、単発イベントでは赤ちゃんはかわいいで終わってしまうので、継続して関わることで赤ちゃんはかわいいのその先を感じてもらえればラフrafができる子育て支援になるのではないかと考えている。

ラフrafを利用する中高生たちはボランティアばかりを行っているわけではなく、中高生のイベントに参加したり、学習室で勉強したり、スポーツ室でダンスをしたりとさまざまな活動している。中高生と関わる際に気をつけていることだが、中高生は信頼できる仲間だと思っている。私たちが少しの力を貸してあげること、中高生みんながよい出会いと経験の場になればと思っている。

ラフrafで活動するグループだが、先ほど説明したあかちゃんスタッフに加え、様々な年代のスタッフが活躍している。小学校3年生から6年生までの18人で結成しているきつずスタッフ、中高生59人で結成しているティーンズスタッフ、三原市には大学が一つあるが、ラフrafをフィールドワークの場としており、大学生95名で結成しているユニスタッフ、さらに想像していなかったが、児童館に通っていた子どもや保護者たちから恩返しをしたいということで、サポーターズが結成された。昨日もラフrafが3周年の誕生日ということで、ティーンズスタッフと大学生がイベントを行ったところである。

ラフrafは令和2年の8月にオープンし、コロナ禍の中、臨時休館を行ったりとコロナとともに歩んだ3年間だったが、移転前と比べて、1日平均利用者数は約2.2倍、中高生利用者数は約10.2倍となった。児童館は学校や会社のように行かなければならない場所ではない中で、たくさんの方が来てくれるのは当たり前のことではなく、いつも感謝している。ラフrafは市の施設だが、市民と一緒に運営している。市民の声を聞いてそれを反映するために担当者が頑張ってくれているのはありがたく、誰が欠けても今のラフrafにはなっていないと思っている。

今後のラフrafの運営方針だが、全ての子供と保護者がいつでも気軽に利用できる場、子どもの年齢に応じた様々な遊びや体験を提供できる場、保護者や子ども同士、また、世代を超えた交流ができる場、子どもに関わる関係機関と連携し、地域社会全体で子育てを支援する拠点を目指す姿として運営に取り組んでいる。その中で、施設のスタッフが企画・実施するイベントもあるが、先ほど説明した様々なスタッフが実施するイベントも多くある。このことで、様々な世代の交流が生まれている。目指す姿の実現に向けて、職員だけでなくいろいろなスタッフが関わってくれている。市でも、保護者と子どもがいつでも気

軽に利用できる場でありたい、交流ができる場でありたいという思いを持つ中で、コロナ禍で休館しなければならない時期もあった。保護者からも交流の機会がないという話も聞いていたので、令和4年度からオンライン環境を整備し、オンラインでも交流ができる企画に取り組んでいる。また、今年度からおでかけ児童館事業を開始した。市内には1か所しか児童館がなく、ラフラフから遠い地域に住んでいる人にはなかなか気軽に利用できる場所にならないという課題があったので、そこに児童館を整備するということが難しい中、それならば職員が出向いて、ラフラフで行っているイベントを身近な地域で体験してもらおうと活動している。

また、地域全体で子育ての拠点にしたいということで、学校や地域団体との連携を深めているところである。学校との連携に加え、民生委員児童委員、母子保健推進員にも関わってもらい各種イベントを行っている。加えて、ラフラフでは地域の子育て支援サービスということで、令和4年度からファミリー・サポート・センターの事務局機能も担っている。ラフラフで行うことで子育て世代へのPRや安心できる環境整備ができるのではないかと考えている。

参考資料になるが、事業費については、ラフラフの整備に約1億5,000万円がかかっている。いろいろな施設を集約したということで起債を活用している。また、年間の運営費は約3,000万円となっており、そのほとんどが職員の人件費と賃借料となっている。ラフラフの入っている部分の所有者は市ではないので、賃借料を支払って事業を行っている。ラフラフが入ったから賃借料が発生しているわけではなく、ラフラフが入る前には教育委員会が入っていたので、ラフラフが入る前からかかっていた費用である。事業費は約300万円だが、そのうち光熱水費等で約200万円がかかる。実際のイベント費用は約100万円だが、基本は職員やボランティアスタッフが頑張ってくれるのでその部分の費用を抑え、知恵を絞りながらイベントを開催している。また、運営においては運営委員会を社会福祉協議会、民生委員児童委員、小学校長会、高校生、利用者の5人の委員で構成し、運営に係るいろいろな意見をもらっている。加えて、ラフラフの活動を知ってもらいたいということで、ラフラフ紹介ページをウェブ上に作成し、ラフラフ日記や動画紹介を掲載して利用促進に向けた情報発信を行っている。

#### 【主な質問・応答】

質問 児童館を運営してきた中で特に印象に残っているエピソードがあれば教えてほしい。

回答 コロナ禍で交流の場がない中で始めたイベントがおしゃべりだった。仕事を始めたい母親と仕事をしている母親の交流イベントで、その冒

頭に私は40歳を過ぎて保育士になったという話があった。そのイベント終了後にあるティーンズスタッフが、私は進学校に通っていたがいろいろあって辞めてしまった。今は通信制高校に通っているが、こんな私でも何かできますかと言ってきた。今まで誰にも相談できなかったことだろうし、このイベントがなければずっと悩んでいたのかと思うと、何かのきっかけで話をしてくれたので、このイベントをやって本当によかったと感じた。今その子は生き生きと頑張っている。

質問 ①開館時間が10時から19時で火曜日が休館とのことだが、19時以降も開いてほしい、休館日なしで開いてほしいという意見はないのか。

②利用に当たり、利用料は発生するのか。

回答 ①開館時間については、19時以降もという話もあったが、近隣に飲み屋街もあり、安全面を考慮して19時としたところである。休館日なしにしてほしいという意見をダイレクトに聞いたことはない。以前は月曜日を休館日としていたが、最近では学校行事があった場合に月曜日を休みにすることもあり、休館日を月曜日から火曜日に変更した。

②利用料は発生しないが、イベントの際に必要な経費は負担してもらっている。

質問 金沢市には62校下・地区があり、全てではないが小学校下ごとに児童館を整備しているが、乳幼児と小中学生が同じ場にいることを安全面の観点からあえて避けている。三原市では、従来から世代間の交流を行っていたのか。

回答 利用者の世代によって利用時間を分けることは以前からしていなかった。事故の心配は確かにあるが、見守りの方法や職員の関わり方である程度カバーできるかと思うし、何かあった場合には保険で対応することとしているが、今まで保険適用があったということは聞いたことがない。

〔説明後三原市児童館ラフrafを視察〕

以 上